

アルコール健康障害対策推進基本計画改定の方角性

（3．健康診断及び保健指導、4．アルコール健康障害に係る医療の充実等）

- これまでのアルコール健康障害関係者会議（第30回～第34回）において出された意見等を踏まえ、次期計画における「3．健康診断及び保健指導」及び「4．アルコール健康障害に係る医療の充実等」については以下のような方角性としてはどうか。

（基本的施策本文）

- 節酒や減酒の効果、内科医等と専門医療機関の連携、専門医療機関に限らない医療機関の拡充にも資するよう、**かかりつけ医、地域の内科・精神科、救急等と専門医療機関との連携のための手引きを作成し、より身近な場所で、切れ目なくアルコール健康障害の適切な治療を受けられる医療提供体制の構築を促進する**、と記載してはどうか。
- 内科、産婦人科などの地域の医療従事者に対し、アルコール依存症、生活習慣病リスクや、女性の飲酒に伴う特有の健康影響等のアルコール健康障害に関する知識、家族への支援や自助グループ等との連携の重要性について周知を図るために、**飲酒ガイドラインや手引きを活用すること**について記載してはどうか。
- アルコール健康障害の早期発見・早期介入の取組を推進するため、健康診断や保健指導において、**「飲酒ガイドライン」等を参考に、アルコール健康障害に関する正しい知識の周知・啓発を推進**すること、また、「標準的な健診・保健指導プログラム」により、**特定健診で肝機能障害を認めた場合の対応方法（「肝機能検査に関するフィードバック文例集」を活用した保健指導や受診勧奨の実施）**や、早期に介入するための手法（アルコール使用障害スクリーニング、ブリーフインターベンション及び専門医療機関への受診推奨の実施等）の普及を図ることについて記載してはどうか。
- 職域における対応の促進がより進むよう、医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図るとともに、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーにおいて**飲酒ガイドライン等を周知すること**について記載してはどうか。
- アルコール健康障害に係る重症度に応じた専門的な治療やリハビリテーションに関わる人材育成を図るための研修において、**自助グループやソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）とも連携すること**について記載するとともに、**その研修において、飲酒ガイドラインや手引きを活用すること**について記載してはどうか。
- 保健師やソーシャルワーカー等の職員による依存症のスクリーニングやカウンセリング、専門医療機関への紹介、自助グループ等へのつなぎといった**地域での連携が広がることにより、依存症患者の早期発見、早期対応が図られるよう、好事例の収集・周知を行うこと**について記載してはどうか。
- アルコール関連問題を抱える当事者の**家族の身体的健康・精神的健康・経済的困難と当事者のこどもへの影響などの実態について調査を行うこと**について記載してはどうか。
- アルコール健康障害当事者の家族への支援にかかる**相談支援のガイドライン等を作成し、専門医療機関等に対して幅広く周知を行うこと**について記載してはどうか。